

のびのび

子育て



福祉・健康

3～4カ月児健康診査

時 12月4・18・25日(木) 場 防災・保谷保健福祉総合センター2階 対 個別に通知

▶子ども家庭課 保 042-438-4037

1歳児講座

時 12月22日(月) 場 防災・保谷保健福

祉総合センター2階 対 1～1歳3カ月の子どもと保護者 申 12月17日(木)までに、申込フォームから 対 市HP

▶子ども家庭課 保

042-438-4037

2歳児相談会

時 12月9・23日(火) 場 防災・保谷保健福祉総合センター2階 内 親子遊び、2歳児の成長発達のお話、育児・栄養・歯科について、身長・体重測定 対 2～2歳5カ月の子どもと保護者

親医療証の申請

受給要件に該当し、未申請の方は子ども若者応援課(田無第二庁舎2階)で申請手続きをしてください。

対 次のいずれかの状態にある18歳になった最初の3月31日まで(一定の障害がある場合は20歳未満)の児童を養育する父、母または養育者

- 父母が離婚
- 父または母が死亡
- 父または母に重度の障害がある
- 婚姻によらない出生など ※詳細はお問い合わせください。

□対象外

次のいずれかの場合は該当しません。

- 心身障害者医療助成制度受給中の方
- 健康保険未加入の方
- 生活保護受給世帯に属する方
- 児童が里親に委託または児童福祉施設などに入所
- 児童が請求者以外の父または母と生計同一
- 児童が父または母の配偶者(事実上の配偶者*を含む)と生計同一
- 請求者が西東京市内に住所を有しない

*単身の異性の住民票が同住所にある場合や定期的な訪問、生活費の授受などが行われている場合を含む

□所得制限

請求者本人および同居の扶養義務者等の所得制限(下表参照)があります。令和6年度の所得が一定の基準より高く、ひとり親家庭等医療を受けられなかった方で、令和7年度の所得が下表の制限限度額より下がった場合、令和8年1月1日からひとり親家庭等医療を受けられる場合があります。

ひとり親所得制限限度額 令和6年1月1日～12月31日の所得 単位：円

扶養親族の数	本人	孤児などの養育者 配偶者 扶養義務者
0人	208万	236万
1人	246万	274万
2人	284万	312万
3人	322万	350万
4人以上	1人につき加算38万	
1人につき加算	16～19歳未満の控除 対象扶養親族 および特定扶養親族 15万	老人扶養6万 (老人扶養のみの場合は、 2人目から)
	老人扶養10万	

※医療証の有効期間：令和8年1～12月に適用

※受給者(父または母)または対象児童が、対象児童の母または父から、受け取る養育費がある場合は、その金額の8割が受給者の所得として取り扱われます。

所得から控除できる額

単位：円

種別	本人 (父または母)	本人(養育者) 配偶者 扶養義務者
社会保険料相当額	8万	8万
障害・勤労学生控除	27万	27万
特別障害者控除	40万	40万
寡婦控除		27万
ひとり親控除		35万
雑損・医療費・配偶者特別・小規模企業共済等掛金控除	控除相当額	

※配偶者は、寡婦控除の適用はありません

▶子ども若者応援課 田 042-460-9840

申 5日前までに、申込フォームから

▶子ども家庭課 保

042-438-4037



市HP

3歳児健康診査

時 12月3・10・24日(水) 場 防災・保谷保健福祉総合センター2階 対 個別に通知(4歳未満で希望する方はお問い合わせください)

▶子ども家庭課 保

042-438-4037

お口の健康相談室

時 令和8年1月20日(火)午前9時15分～9時30分(初回) ※2回目以降は健診時に予約 場 防災・保谷保健福祉総合センター3階 内 かかりつけ歯科医がなく、歯や歯肉に心配がある幼児の定期歯科健診 対 在住の1～3歳ごろの子どもと保護者 定 10組(申込順) 申 令和8年1月14日(水)までに、申込フォームまたは電話で下記へ

▶子ども家庭課 保

042-438-4037



市HP

個別育児相談会

時/場 ①12月17日(水)/田無総合福祉センター ②令和8年1月7日(水)/防災・保谷保健福祉総合センター2階 いずれも午前9時30分～11時の間で1人30分程度 内 身長・体重測定と、育児・母乳・栄養・歯科・遊び方・お母さんの健康などについての個別相談 対 乳幼児と保護者 定 各25組(申込順) 申 ①は12月15日(月)まで、②は12月25日(木)までに電話で下記へ

▶子ども家庭課 保

042-438-4037

ことばの発達・発音などに心配のある子どもの言語訓練・相談

□言語聴覚士による相談

時 12月19日(金)午後1時30分～5時 場 教育支援課(田無第二庁舎4階) 対 5～12歳ぐらい 定 14人(申込順) ※1人15分程度 申 12月1日(月)午前9時から、電話で下記へ ※詳細は市HPへ

▶教育支援課 田

042-420-2829



市HP

教育相談のオンライン受付を開始

教育相談センターでは電話予約に加え、オンラインでも相談の申込が可能となりました。不登校(園)、学業不振、心身の発達等、幼児から高校生年齢の子どもについてのご相談に臨床心理士などが応じます。

申 12月1日(月)から

▶教育支援課 田

042-420-2829 申込フォーム



手当助成・補助

子どもの補聴器購入費の一部を助成

◆中等度難聴児補聴器購入費助成

身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児に対して、早期の補聴器装用による言語の習得や生活能力・コミュニケーション能力などの向上のため、補聴器の購入費用の一部を助成します。

対 次の全てに該当する児童

- 市内に住所があり、18歳未満
- 身体障害者手帳(聴覚障害)交付の対象となる聴力ではない
- 両耳の平均聴力がおおむね30dB以上で、補聴器装用により、言語の習得など一定の効果が期待できると医師が判断している

□助成額 補聴器の購入費用と助成基準額(1台14万4,900円・耐用年数5年)のうち少ない額の9割(生活保護世帯・住民税非課税世帯は10割)

※詳細は下記へ

▶障害福祉課 田

042-420-2804



市HP

受験生チャレンジ支援貸付事業

学習塾などの受講料、高校や大学などの受験料を無利子で貸し付けることで、一定所得以下の世帯の子どもの支援を行います。入学した場合は、申請により返済が免除されます。入学しなかった場合にも条件により返済が免除される場合があります。

申 令和8年1月30日(金)まで

□受講料貸付限度額 中学3年生・高校3年生など…30万円

□受験料貸付限度額 ●中学3年生など…2万7,400円 ●高校3年生など…12万円

対 在住世帯の生計の中心者

※貸付には条件があります。

□窓口開設日(西東京市社会福祉協議会) 平日午前8時30分～午後5時

※詳細は 田 へ

田 西東京市社会福祉協議会

042-497-5073

▶地域共生課 田 042-420-2808



コミュニティ

ファミリー・サポート・センター
ファミリー会員登録説明会

ファミリー・サポート・センターは、地域の中で子どもを預けたい方(ファミリー会員)、子どもを預かる方(サポート会員)が会員となる相互援助活動です。ファミリー会員に登録希望の方は参加してください。

時/場 ●12月6日(土)午前10時～正午/田無総合福祉センター ●12月17日(水)午前10時～正午/住吉会館ルピナス 定 各20人(申込順) ※保育あり(1歳以上5人まで)

申 各回説明会前日の午後5時までに、電話で 田 へ

田 ファミリー・サポート・センター事務局

042-497-5079

▶幼児教育・保育課 田

042-452-6777

まますた

時 12月16日(火)午前9時30分～11時(受付：9時15分から) 場 防災・保谷保健福祉総合センター3階 内 第一子